

## 第 26 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成 24 年 11 月 5 日（月）13:30～15:45
2. 開催場所：日本電気協会 3 階 303 会議室
- 3.出席者(順不同，敬称略)
  - 委員：岩崎主査(関西電力)，畠埜(九州電力)，神田(中国電力)，山本(日本原子力研究開発機構)，三澤(中部電力)，沼田(日本原子力発電)，武蔵(北海道電力) (計 7 名)
  - 代理：森谷(東京電力・海野副主査代理)，宮野(北陸電力・河村代理)，高畑(四国電力・青野代理) (計 3 名)
  - 常時参加者：高井(日本原子力技術協会) (計 1 名)
  - オブザーバ：楠木(関西電力)，土肥(電源開発)，椎名(日本原子力研究開発機構)，鎌田(原技協)，河井(原技協) (計 5 名)
  - 事務局：芝，志田(日本電気協会) (計 2 名)

### 4.配付資料

- 資料 26-1 第 25 回緊急時対策指針検討会議事録(案)
- 資料 26-2 緊急時対策指針 (JEAG4102-2010) の改定について (案)
- 資料 26-3 JEA\*4102-201X 緊急時対策指針改正前後比較案について (案)
- 資料 26-4 原子力発電所 緊急時活動レベルの設定方法 (たたき台)
- 資料 26-5 福島事故調査報告書における指摘事項への対応について

- 参考資料-1 JEAG4102-2010「原子力発電所緊急時対策指針」の改定の進め方について (第 24 回緊急時対策指針検討会資料)
- 参考資料-2-1 原子力学会「シビアアクシデント対策」に関する報告
- 参考資料-2-2 原子力学会標準「原子力発電所における SAM の実施基準」
- 参考資料-2-3 解説 1 IAEA の NS-2.15 Severe Accident Management Programmes for Nuclear Power Plant との整合性
- 参考資料-3 JEAG4102-20XX 記載要求事項対比表(第 25 回緊急時対策指針検討会資料)
- 参考資料-4 緊急時対策指針検討会名簿

#### (1)定足数確認等

主査による代理出席者 3 名及びオブザーバ 1 名の承認後，事務局より，出席委員が代理出席者 3 名を含め，委員総数 11 名中 10 名出席で会議招集の定足数（委員総数の 2/3 の 7 名）を満たしているとの報告があった。

#### (2)前回議事録の確認

事務局より，資料 26-1 に基づき，前回議事録案について説明があった。特にコメントはなく，正式な議事録とすることを確認した。

#### (3) 原子力学会標準「原子力発電所における SAM の実施基準について

河井オブザーバより，参考資料 26-2-1 に基づき，日本原子力学会で策定中の「原子力発電所におけるシビアアクシデントマネジメントの整備及び維持向上に関する実施基準」201X に関する概要報告及び参考資料 26-2-3 に基づき IAEA の NS-2.15 Severe

Accident Management Programmes for Nuclear Power Plant との整合性(深層防護との関連, 福島第一原子力発電所事故の反省及び改善の視点)についての紹介があった。

#### (4) JEAG4102-2010「原子力発電所の緊急時対策指針」の改定について

主査より, 資料 26-2 で新しい原子力災害対応の概要(体系 業務計画の見直しフロー, スケジュール), 関係法律の改正概要と JEAG 反映内容, 関係政令, 省令等の改正概要と JEAG 反映内容, 防災基本計画の改正概要と JEAG 反映内容, 原子力災害対策指針の策定概要と JEAG 反映内容の説明, 資料 26-3 で緊急時対策指針(JEAG4102-2010)の改正前後の比較を説明並びに資料 26-4 で原子力発電所の緊急時活動レベル(EAL)の設定方法(たたき台)についての説明があった。

本資料については, 次回の運転・保守分科会に進捗状況を報告(説明は資料 26-2 で実施)したいと考えているので, 各委員は 1 週間程度内にコメントを事務局に出すこととなった。

#### (主な質疑。コメント)

- ・資料 26-2 の P12 の「6. その他 JEAG 改正内容」の 2 項に距離の測定方法(敷地境界から道府県までの距離)を記載するとの記述があるが, 敷地境界から 30km とかの具体的な数値を JEAG に記載するという意味か。境界はこれまでの考え方がだめだということか。シミュレーションとは直接関係のない話である。普通に法律に距離が書かれていたら, 所有権がある所は所有権があるところまでとの概念が成り立つ。例えば, 隣との距離といたら中心点で測るものではなく壁 - 壁で測ることになるし, 敷地であれば敷地の角 - 角で測るのが当たり前のことであり法務の見解でもある。また, 炉心から測れと書いてあればその通りになる。規制委員会のホームページの中にサイト毎に人数が書いてあるが, 例えばどの市町村は半径 10km 以内に何人と書いてあるが中心点は解らない。
- ・関係周辺の都道府県を決めるのは自治体ではないのか。  
都道府県は距離と計画があるかどうかで決まる。
- ・その距離は我々が決める必要はないと思うが。  
7 条において原子力事業者は関係周辺と協議しなければならないとなっている。
- ・要件としては事業所から 30km となった場合, 我々から 30km に入っているという宣言をする必要があるのか。  
法律的にはその通りと思う  
関係周辺市町村は知事が定めるので関与する必要が無いが, 都道府県については 7 条の主語の関係から「事業者は……せねばならない」と書いてあるので判断は事業者がする必要がある。JEAG からこの数値を削除することはやぶさかではない。
- ・資料 26-3 の P2, 3 の 1.3 項に「定義」が記載されているが, ここに使われているのは原災法等の法律に使われている言葉がほとんどで, 新しく定義したものはあまりない。  
(1)原子力災害の記載が「…より公衆の生命, ……」となっているが, 法律では「…より国民の生命, ……」となっているように一部変更している。
- ・資料 26-2 の P4 の 2 項では「事業者訓練の内容を見直し, 届け出様式記載例を追加, 評価については JANTI ガイドラインを引用」と記載されているが, JANTI ガイドラインを引用するのは前の 3 項目全てにかかっているのか。  
評価の 1 項目だけである。
- ・3 項目にかかっているのであれば納得するが, JANTI ガイドラインは評価だけではなくて訓練の内容, 実施, 目的の立て方から始まって評価, 改善までを含めているものである。P9 に書いてあるが, 目的に応じ限定的なもの, 多面的なもの, 総合的なものがあるから, それぞれの目的に応じて評価のガイドラインは作る必要があるという流れにしているのが JANTI のガイドラインである。

- ・資料 26-2 の P13 のスケジュールに記載ミスがあるので修正すること。  
 拝承。パブコメ等を考えると発刊は半年程度後になると考える。
- ・資料 26-2 の P7 の JEAG4627 との記載分担は今後調整していくのか。  
 その通りである。現状を書いたつもりである。調整というか、全て JEAG4627 のほうへ持っていってもらった方がよいと思うが、現在設計という概念で4項目を入れている。  
 (本資料からは非常用通信設備が抜けている)

(5)その他

次回，開催日程については，コメントを受けて後，別途調整することとした。

以上